

宗教法に関する二つのアプローチ

ホセ・ヨンパルト

(上智大学)

(本稿は、一九八四年六月二三日に南山大学で開かれた第八回宗数法学会で報告させていただいたものと、ほぼ同じである。若干手を加え、拙い日本語で書き直したが、文章は、論文式にしないで、講演式のまま残すことにした。)

一 はじめに

先ずお断りしたいことは、私は宗数法学の専門家ではありませんので、このテーマについて発表する資格はないということでございます。そして、これから課題にいたしますことは、決して研究の成果を発表するという意味ではなくて、ただ日本における「宗数法学」というものが、外から見ると、特に西洋の法文化という観点から見ると、どのような形をとっているのかということを考えてみたいということであります。

また、もう一つお断りしたいことがございます。この発表後には、質問の時間が設けられているとのことですが、もしお願いできましたら、私に質問なさるよりも、私がこれから申し上げますことについて、何か間違ったことがありましたら、是非とも直していただきたいということでございます。

一九八一年一二月、私はソウル国立大学から依頼された講演のため、初めて韓国に行きました。ソウル空港には、崔鍾庫教授が出迎えに来て下さっていました。その時、私は教授から「丁度今晚、ソウルで宗教学会を設立する会議を開くことになっています。突然ですが、是非出席して設立講演をやって下さい」という依頼を受けました。

そういうわけで、私は思いがけない形で、新しい学会の設立会議に出席させていただいたわけでありました。そして、韓国でも宗教学という専門分野に対して、関心が高まっていることを痛感いたしました。その後、すなわち一九八三年に、韓国では『法と宗教』(*Law and Religion, Journal of Korean Association for Religious Law*)が発行されることになりましたが、同じ一九八三年には、日本でも、宗教学会の機関誌である『宗教法』の創刊号が発行されるはこびとなりました。同じ東洋の国で、ほとんど同じ時期にこのような新しい学会が生まれたということは、単なる偶然ではなく、深い意味があるのではないかと思えます。むろん、学問というものは、完全に組織化されるようなものではないでしょうが、東洋にも新しい専門分野が生まれたということは、認められるべきことでありましょう。

また、これは新しい分野ですから、その発展の可能性も非常に高いものと思われまします。もちろん私は、これからこのような学問が、専門分野としてどのように発展して行くかについて、予言することはできません。しかし、この新しい専門分野が、日本でもヨーロッパのような形で発展するかどうかにつきましては——これは私のまったく勝手な考え方であるかも知れませんが——、日本の状況と現時点から考えますと、若干の問題点があるのではないかと思います。今日は敢えてこれを課題にいたしますが、その最終的な動機は、私のこの専門分野に対する個人的な興味は別として、やはりこの問題がいかに困難であるかを自覚することも、その発展の一つの重要な条件であると思っ

ているからであります。

二 問題提起

早速、問題提起に入りたいと思います。日本における「宗教法」という種の法律、あるいは「宗教学」という種の学問は、欧米の各国からみると、どのようなものなのでしょうか。

まず断言できると思うことは、「宗教法」というのは、決して「教会法」(Kirchenrecht, Canon Law, Ius Canonicum, Derecho Canónico)のようなものではないということです。そして、日本における「宗教法」というものは、「ドイツの Staatskirchenrecht」とか、「イギリスとアメリカの the problem of Church and State」とか、「スペインの Relaciones Iglesia-Estado(教会と国家との関係)等と同じ内容をもつ法でもありません。したがって、日本という「宗教学」という学問も、「教会法学」や「国家・教会法学」と同じものではないということになります。問題は、異なつた学問であるならば、それがどれ程異なっているのか、あるいはどれ程似ているのか、ということですが、これこそ私が今日、問題にしたいことなのであります。

結論を先に言つてしまえば、私は敢えて、その類似性を否定すべきであると考えております。このような極端な発言の正当性をよく説明することがまず必要ですが、もしこの結論が正しいとすれば、そこから二つの異なるアプローチが出てくることになるわけです。日本と韓国のアプローチが、お互いは非常に似ているのに、欧米に比べるに比べて違つているとすれば、そこには何らかの理由または根拠があるはずでしょう。これと同じに、西洋人の目で見ると、日本における宗教法、あるいは宗教学には、相当の特性があるはずでです。思うに——これはまた私の勝手な考え方も知れませんが——この日本的なアプローチの特性、ならびにそのアプローチのプラスとマイナ

ス（可能性と限界）については、日本でもまだ十分に自覚されていないような気がいたします。

この二つの異なるアプローチの原点を探るとすれば、やはりその原点は日本とヨーロッパとの異なる歴史に求めべきであると思います。心臓移植なども可能になった現在ですが、他の国の歴史、他の国の伝統等を移植するということは依然として不可能ですし、これからも不可能でしょう。そして、もちろん無理にこのようなことをすることも適当ではないと思います。もしそのようなことをすれば、自国の歴史、自国の伝統を無視するというにもなるわけです。したがって、私は、日本でもヨーロッパのようなやり方をとるべきだという提案は決していたしません。この二つの異なるアプローチを認識したうえで、日本は日本のやり方でよろしいと思います。しかし、これからの日本における宗教法、あるいは宗教学の発展を考えますと、ヨーロッパのような方向に向かって発展することはないのであるうと言えるでしょう。

以上は、はなはだ抽象的な話でしたが、これからはより具体的に説明してみたいと思います。

三 第一の相違点（別の歴史）

現状を正しく理解するためには、まずその過去から始めなければいけません（温故知新）。日本と西洋の宗教に対する異なるアプローチは、これは理念的につくられたものではなく、長い歴史によって生まれたものであります。次のページの図を見れば分かるように、日本とヨーロッパの当該問題に関する状況（AとB）は非常に異なっています。それは非常に異なった歴史的事実に基づくためであります。

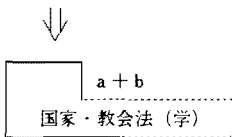
国家法といいますが、国家という「制度」がなければ生まれてくるはずはありません。ヨーロッパの場合は、

昔から「国家」とその制度に由来する「国家法」というものがありましたし、昔からは学者たちはこの種の法(ローマ法、ゲルマン法等)を課題にしたために、国家法学という学問もあったのです。プラトンの『国家論』(Politeia)、『法律』(Nomoi)、『政治家』(Politikos)およびアリストテレスの『政治学』(Politika)またはキケロの『国家について』(De re publica)というような名作は、この学問がいかに古い歴史をもっているかを物語っています。日本でも、昔から一定の国家制度とこれに由来する国家法はありましたが、西洋的「国家法」が発展したのは、やはり明治時代におけるヨーロッパ法の「継承」によって、近代的・西洋的国家「制度」が導入されたからであります。日本の法学者はこの種の法を課題にし、「国家法学」という学問も生まれました。その歴史は、西洋に比べると確かに日は浅いですが、現在では内容が豊かで、西洋に比べても決して引けをとらないものになっております。

しかし、ヨーロッパの宗教に関する法的なアプローチは、日本とはまったく比較にならないような歴史を持っております。「教会法」(Kirchenrecht, ius canonicum, ius ecclesiasticum)という種類の「法」は、「宗教」(Religion)という概念から生まれたものではなく、正に国家とはつきり区別された「制度」から生まれたものなのです。「教会」という制度は国家と無関係に生まれたもので、国家権力によって圧迫を受けながら成長し、その後国家から独立し、また国家と共存し、時には国家と激しく対立した制度で、いわゆる「教会法」という種の法律は国家制度や国家法とはまったく無関係に生まれ、成長したものであります。そしてご存知のよう

A) ヨーロッパの状況(例:ドイツ)

	Staat		Kirche
制度	国家	a	教会
法律	国家・法	b	教会・法
学問	国家法学	c	教会法学



B) 日本の状況

	Staat		Kirche
制度	国家	a	?
法律	国家・法	b	?
学問	国家法学	c	?



に、長い間、国家法に対しても決定的な影響を与えてきたものなのです。⁽²⁾そして、当然のこととして、昔からヨーロッパの学者たちがこの種の法を課題にすることによって、いわゆる「教会法学」が生まれました。教会法学は、国あるいは時代によっては、国家法よりも盛んになったこともあり得ます。それと同時に、中世ヨーロッパの大学で、神学とともにもっとも重視されたこの学問は組織化されることになったわけです。

これに対して、日本の歴史を考えてみますと、日本では神道や仏教等があつたとしても、中世ヨーロッパの「教会」のような「制度」と、それに由来する別種類の「法」というものは存在してはいませんでした。したがって、近代になつても国家法と別種類、すなわち独立した学問が生まれるチャンスは、当然なかつたわけであり得ます。一時期、神道は区別できないほど、国家レベルの地位を占めることになつたこともありましたが、⁽³⁾ヨーロッパにおける教会のように、国家法と異なる独自の法を制定することは当然不可能でした。信教の自由は、すでに明治憲法(『国家法』)によって認められておりましたし、一歩進んで、新憲法(『国家法』)によつては、政教分離と国家およびその機関の宗教的活動禁止等が宣言されることになりました。また、第二次世界大戦以降、私法の問題として、いわゆる宗教団体は「宗教法人」として(『国家法』)認められることになりました。しかし、日本では少なくとも国内法の問題としては、国家法と異なる法は認められてはおりませんし、存在するはずありません。「宗教法」と言いますが、これはただ国家法の宗教に関する諸規定のことを意味するだけのものなのです。

これに対して、ヨーロッパの現状は根本的に異なっております。例えば、ドイツでのいわゆるStaatskirchenrecht(国家・教会法)という種の法は、決して国家法からのみ生まれたことでもありませんし、また、いわゆる宗教団体は私法の法人ではなく、「公法の団体」(Körperschaften des öffentlichen Rechts)という性質をもっております。ただ、ここでいう「公法の」というのは、国家法としての公法という意味をもつものだけではないことに、特に注意してい

ただきたいと存じます。これについては、西ドイツのフライブルク国立大学の法哲学および国家・教会法研究所長であるホラーバツハ教授が適切に説明しておりますので、その論文を二、三参考にしたいと思います。⁽⁴⁾

西ドイツでは、教会団体に認められている自由とは、「私的自治から生まれたものではなくて」(nicht aus Privatautonomie geboren)、「積極的かつ(国家と)同等の自由」(positive und paritarische Freiheit)のことです。国家には「すべての法・権利の法源と起源」(Fons et origo omnis iuris)であることが要求されていないために、教会の立法権は本来、国家に由来せず、政治的・世俗的共同体に前置されるものと見做されています。つまり、教会には「自己法権力」(Eigenrechtsmacht)があるということです。

国家法では「公法」と「私法」とを区別しますので、国家法の観点から見れば、教会という組織は「公法の団体」ということとなりますが、教会法ではこのような区別はなく、このような区別も無意味なものということになります。というのも、教会というものは国家の公法に依存して生きているものではなく、自己の法、すなわち教会法に依存して生きているものだからであります(Ecclesia vivit iure proprio)。したがって、教会にとって問題になるのは、「公権力」(Öffentliche Gewalt)ということではなく、「教会権力」(Kirchliche Gewalt)そのものだけということになるわけです。

以上は、ドイツでは通説とも言うべきホラーバツハ教授の「国家・教会法」についての見解であります。この見解は、当然日本の場合、認められることではありません。これは、どうしてでしょうか。答えは、やはり前に申し上げたように、ヨーロッパの歴史そのものに求めるべきでしょう。

日本の歴史には、ヨーロッパのように「教会制度」や「教会法」というものはまったく存在しませんでした。したがって、当然、ヨーロッパのように「国家・教会法」も生まれることがなかったのです。「国家・教会法」は、実

は国家法から直接に発生したものですので、「教会法」とは別種類のものですが、しかし、教会法なしには理解されないものなのです。つまり教会法にまで跨がっているものと言つてもよろしいでしょう。

ところで、教会法とは言いましても、カトリックの教会法とそれほど歴史の古くないプロテスタントの教会法とは区別する必要があるでしょう。プロテスタント神学者の理解では、教会というものは単なる信仰のことであり、目に見える「制度」ではないこととなります。したがって、ルター教会法学者ルドルフ・ゾーム (Rudolph Sohm) は、「教会法は教会の本質と矛盾する」と言つたわけですから。しかし、カトリック神学者の理解では、教会は信仰に基づいていても可視的な制度とみなされるため、このような矛盾はないこととなります。前に紹介しました韓国の宗教学会との機関誌に掲載された、有名なプロテスタント教会法学者 Donbois の論文は、よく知られているゾームの教会と法律との矛盾のテーゼに触れて、このテーゼは、「学問的に時代遅れであり、(省略)法理論的にも、法社会的にも、現在の法学者はゾームのテーゼを弁護する人は一人もいないだろう」と述べております。⁽⁵⁾ 自信はありませんが、私の見解では、今でもカトリックとプロテスタントのそれぞれの「教会法」に対する理解には、相当異なる点があると思います。しかしこのような相違点は、カトリックとプロテスタントそれぞれの「国家・教会法」の理解についてまで本質的な影響を与えるものではないと思います。とにかく、プロテスタントの場合でも、「国家・教会法」というものは、単なる「国家法」の問題ではないということです。

四 第二の相違点 (別の言葉使い)

宗教に対する日本とヨーロッパのアプローチの根本的違いは、その言葉使いにも十分に表われているものと思

ますが、この言葉使いの相違というものはまだ十分に意識されていないようです。

日本の大学では、発行される法学論集の裏表紙に、その掲載する論文の外国語タイトルを付け加えるという慣行があるようです。時々見かけることですが、例えば「日本における政教分離の問題……」といったタイトルの外国語訳は「*Separation of State and Church in Japan……*」または「*Trennung von Staat und Kirche in Japan……*」というようになっておりますが、これは大きな誤訳であると言わなければなりません。「政教」または「日本で無数の書物の表題ともなっている「国家と宗教」という表現は、これは日本における問題状況を適切に表わしてはいますが、ヨーロッパやアメリカで問題にされている「国家と教会」(*State and Church, Staat und Kirche*)とは同様のものではありません。

このことは、余り説明する必要はないと思いますが、西洋的な表現によって考えるならば、問題になるのは、二つの「制度」ないし「組織」(「国家」と「教会」とそれに由来する二つの異なる法制度ですが、日本的な表現によって考えますと、問題になるのは、一方では確かに一つの「制度」ないし「組織」(「国家」ですが、他方では「宗教」そのものだけということになります。しかし、「宗教」というものは国家と別の制度、あるいは国家法と別の法制度を必ず含むものではなく、非常に抽象的な概念であります。むしろ、後で改めて説明いたしますように、日本的な表現が日本の問題性を正確に表わしていることは事実であり、この概念も具体的な問題に関連するものであります。

ヨーロッパで非常に古い歴史を持つ「教会法(学)」は、教会という制度の法(学)であり、また近代に入ってから一つの専門分野として生まれた「国家・教会法(学)」(*Staatskirchenrechts [wissenschaft]*)も「国家と教会」という二つの異なる制度の法的な相互関係のことです。しかし、日本の「宗教法(学)」というのは、実は宗教そのものの法(学)という意味ではなく、国家法(学)、取り分け憲法(学)の、宗教という事柄に関する法(学)としてのみ理

解されていると思われる。ここに一つの基本的な相違点があり、この二つの異なるアプローチは、この問題のエッセンスであるとも思われます。

ちなみに、訳と言葉使用の問題として付け加えますと、西洋人のいう「Religion」と日本人のいう「宗教」というものが、どの程度異なったニュアンスを持つているのかも一つの問題であります。聞いたところによれば、日本では、ヨーロッパにおいては非常に古い言葉であるラテン語の *religio* に対応する言葉がなかったそうです。明治時代、——私が聞いたことが正しいとすれば——「宗派」と「教え」から「宗教」という新語が造られたということがあります。確かに、例えば日本語で「仏教」、「イスラム教」、「キリスト教」などと言うときには、何らかの「教え」を意味することになります。しかし、言語学的に考えてみると、ラテン語の *religio* はその語源ははっきりしないにしても、その意味内容は単なる「教え」として理解されてはいないのが事実です。

五 第三の相違点(別の内容および問題性)

すでに述べてきたことから、この二つのアプローチには当然、二つの異なる内容と問題性があるということがおわかりになったことと思います。この点については、『宗教法』創刊号(一九八三年)に掲載されました大宮荘策教授の「宗教法の体系化について」という論文が非常に参考になると思います。そこには、およそ九ページにおよぶスペースで一試論として「宗教法の概要」、つまり宗教法(学)の内容が列挙されていますが、欧米に共通する(例えば、信教の自由)または欧米に限った事項(コンコルダト等)がそのうちの約二ページを占めているのに対して、日本に限った事項(神社神道、宗教団体の包括関係等)は、何と約七ページのスペースを占めております。これは偶然のこと

はないでしょう。

いわゆる「教会法」はさておき、日本の「宗教法(学)」にもっとも近いものと思われるヨーロッパの「国家教会法(学)」についてだけを考えますと、この専門分野で特に課題にされている問題には、次のようなものがございます。国際法のレベルで、日本語で「政教条約」と名付けられたものとしては、カトリック教会とのコンコルダトと、プロテスタント教会とのいわゆるKirchenverträgeがあります。日本の法律では、このような国家と教会との条約というものは存在いたしません。しかし、学問の世界には限界がありませんので、日本の学者はこのような問題性も研究課題にすることができそうです。したがって、これは「宗教法学」の一つのテーマにもなり得ますが、実はこれは日本の現行法としての「宗教法」とは関係のないテーマなのであります。

教育につきましては、これに関する日本国憲法の規定は非常に少ないのですが、例えば、ドイツ連邦共和国基本法などには多数の細かい規定がございます。⁽⁷⁾ドイツではヨーロッパの他の国と同じように、何世紀にもわたって教育に関する教会と国家との争いがあったものですから、このようになったわけです。その結果、子供の教育の権利がどの程度まで親にあるのか、国家にあるのか、それとも教会にあるかということがよりはっきりと定められることになったのです。この点も、日本の状況とは極めて異なっているようです。法社会的に考えますと、日本の場合、教育問題に関しては、「日教組」のような組織が影響力をもつこともありましようが、法的に考えますと、日本では教育問題は国家(文部省)だけに任されているというのが事実ですし、教育は「宗教法」とはそれほど関係がないことのようにです。

ドイツのような国だけにみられる、いわゆる教会税金制も度々問題にされており、最近スペインでも新憲法によって完全な政教分離が実現されてから、その制度を導入すべきかどうかを検討されたらしいのですが、これもこの

専門分野の特殊な問題でありましょう。

最後に、日本に比べて特徴的と言えるもう一つの点は、——これは実定法学よりも法社会学の問題になるでしょうが——国民の道徳観や、私立学校等の立法政策の問題が起こったときには、やはり宗教団体の意見が政治的にも相当の力をもつということです。個人の反対意見だけでしたら、それがいくら多数でも立法者はその意見を容易に無視できるでしょうが、社会的に非常に影響力をもつ教会のような「組織」になりますと、立法者もその意見に対して慎重な態度をとらなければならないことになるわけです。一見すれば、信教の自由というものは、すべての国に共通する問題でしょうが、その具体的な問題性は国の状況によつて非常に異なってくるものなのです。

さて、日本で現在、「宗教法」に関して起こっている具体的な問題をみますと、これはヨーロッパとアメリカに比べるとまったく異質のものであります。日本における主な法的規定といえば、日本国憲法の第二〇条、第八九条、宗教学法人法と、ほとんど問題にされていない教育基本法第九条位です。そして、日本で起こった重大な問題とは、神社神道式による地鎮祭が違憲であるかどうかということ、靖国神社の「国家護持」は許されるかどうかということとです。いずれにせよ、学問的な議論の焦点になっている点は、日本国憲法によつて、すなわち国家法によつて禁じられている「宗教的活動」とはどういうものなのか、ということであります。したがつて、日本の憲法学者は宗教概念の意味内容を明らかにするよう努めているわけです。これは確かに「国家と宗教」、つまり「宗教法」の問題ではあります。国家法と教会法、国家の権利と教会の権利の争い、ないし「国家・教会法」の問題ではありませぬ。繰り返して申し上げますが、日本の「宗教法」とこの種の諸規定を対象とする学問は、国家法と国家法学から発生したものであります。いまだにその枠を越えてはおりません。これに対して、例えばドイツの近代的な「国家・教会法」とその学問は単なる教会法と違って、国家法と国家法学から発生したものと云えますが、すでに国家法の

枠を越えているものなのであります。

六 日本における「宗教」概念の論争について一言

靖国神社の問題にせよ、地鎮祭の問題にせよ、このような問題の核心になっているのは、いうまでもなく、「宗教」という概念がいったいどういう意味で理解されるべきであるかということでありま。

かつて、昭和六年一〇月にいわゆる上智大学事件というものが発生して、大きな問題を喚び起こしたことがございました。これは、同大学の学生が宗教的理由により、靖国神社の参拝を拒み、配属将校が引き揚げるといふ事件でしたが、昭和七年九月三〇日付の文部省よりカトリック教会大司教への回答によって、この問題は解決されました。文部省回答の文言な次のとおりでした。

九月二日付を以つて照会の学生生徒児童の神社参拝の件に関しては、左記のごとくである。

「学生生徒児童等を神社に参拝せしむるは宗教上の理由に基づくものではなく、此の場合に学生生徒児童の団体が要求せらるる敬礼は愛国心と忠誠とをあらわすものに外ならないのである。」

つまり、このような行為は、宗教上の理由に基づくことではないため、「宗教」には関係がないということだったわけです。

カトリックよりもプロテスタントが強く抵抗した、いわゆる「靖国神社法案」の第二条には「……靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない」という奇妙な「解釈禁止規定」(?)があります。この宗教法人の名称(靖国神社)もその内容も変えずに、ただ立法者が望むあるいは命じるだけで非宗教性というものが果たして

生まれてくるのでしょうか。これは大問題でありましょう。

地鎮祭に関しましては、昭和四六年五月一四日、名古屋高裁は、津市が主催した地鎮祭は憲法第二〇条三項に違反するという判決を下しましたが、最高裁判所は、昭和五二年七月一三日の大法廷判決では、これをくつがえして合憲としました。最高裁判所は、このような儀式は、「宗教とかかわり合いをもつものであることを否定することはできない」と認めたものであり、その意味で慎重な態度をとつたものと言えます。そして私の理解では、これによつて、神道も一つの「宗教」であることが認められたのではないかと思えます。しかし、問題の地鎮祭は、その目的は工事の安全を願ひ、一般慣習に従つて儀礼を行なうという専ら世俗的なものであり、その効果が神道を援助したり他の宗教を圧迫したりするものではないからという理由で（いわゆる「目的・効果基準」）、やはり「宗教的活動にあたらぬ」ということになりました。この判決は一〇対五の多数によるものですが、藤林裁判長を含む五人の裁判官が問題の儀式を「極めて宗教的色彩の濃いもの」と認めてこれを違憲として注目されるべきでしょう。とにかく法廷でも法学者の間でも、論争の焦点になつたのは「宗教」概念そのものであるわけであり、

ご存知のとおり、「宗教」概念を広く解釈すべきか、それとも狭く解釈すべきかという議論がなされていますが、この議論は、抽象的な概念についての議論ではなく、実はその裏に、信教の自由はどれほど守られ得るかという非常に現実的な問題があるのです。この学者の論争に作用しているのは、いわゆる「概念法学」(Begriffsjurisprudenz)ではなく、正に「利益法学」(Interessenjurisprudenz)であることは明らかです。つまり、神道を宗教概念から排除したいとすれば、宗教を狭く解釈すればよいわけであり、逆に国民(その少数でも)の信教の自由を何よりも大切にしたならば、宗教を広く解釈することがその唯一の手段になるわけであり、

歴史的な事実としましては、明治時代の日本には、いわゆる「国家神道」という思想がございました。これは、

いわゆる「神社非宗教論」と同じぐらい古い考え方でしよう。現在も、このような「神社非宗教論」はまだ根強く生き残っているようです。今年(一九八四年)、ある政治評論家が著した記事のなかで、靖国神社について、次のような言葉があります。

「靖国神社」軍国主義とする一部の人々を別として、大多数の国民にとって、その宗教的信仰のいかんを問わず、何人が同神社に参拝しようとするそれは抵抗なく受け入れられる普遍性を有するものとなっている。⁽⁹⁾

この言葉を注意深く読みますと、むろん「一部の人々を別として」とされておりますから、このような「普遍性」はまだ完全なものとは言えないでしょうが、これを別にしますと、「普遍性」さえあれば、もう「宗教」ではないということになります。よく分かりませんが、そうであるならば、もし一定の宗教が国民の一部を除いて普遍的なものになったとすれば、もはやそれは「宗教」であるとは言えなくなるでしょう。また、「カトリック」は「普遍的」という意味の言葉ですから、これはもう「宗教」ではなくなってしまうのでしょうか。

ここに——前にも指摘しましたように——西洋人のいう「Religion」という言葉の意味内容と、日本でいう「宗教」とのニュアンスの違いがはつきりと出てくるものと思います。というのは、「宗教」というものをその日本的な表現で文字どおり理解すれば、日本にあるカトリックとか、プロテスタントとか、統一教会(原理運動)等は「宗派」のことになります。日本において高度の普遍性をもつ神道のような「Religion」は、「宗派」の教え、「宗教」のことではない、ということになります。

また、神道の儀式は単なる「祭り」であるから宗教ではない、と度々言われていますが、宗教的、な祭りは本当にあり得ないものなのでしょうか。こういう言い方を許していただければ、神主さんのやっている儀式はちんどん屋さんのやっていることと同じでしょうか。これについて、神主さんのご意見を聞けば参考になるでしょう。また、

カトリックでもっとも大切にされる儀式はミサというものですが、ミサが始まる時、司祭は次の言葉を唱えることがあります。「皆さん、神聖な祭りを、祝う前に、わたし達の犯した罪を認めましょう。」もし言葉使いだけから判断するならば、カトリックのミサさえも一つの「祭り」であることになり、宗教上の儀式とは言えなくなるでしょう。

私は真の意味での、そしてReligionとしての宗教概念の意味内容を、これ以上問題にするつもりはございませんし、この問題について個人的意見を聞かれても、これは非常に難しい問題ですので、⁽¹⁰⁾おそらく答えることができないでしょう。しかし、日本では、欧米の国と違って、宗教概念が中心的なテーマになっていることは事実であります。

七 おわりに

日本における宗教概念の論争は日本の「宗教学」の重要課題となっておりますが、その一つの特徴としては、この論争が日本にしかない神道に関わるものであるという点で非常に現実的であり、またユニークさをもっているということが挙げられましょう。しかし、その「論者」またはその論争に関心を示す者と言えば、少数の法学者たち、すなわち大学で公法を専攻する一部の教授と、一般市民のなかでは、社会的に余り勢力をもたない数少ない宗教団体に属する者だけであります。むろん「日本遺族会」のような、政治的に相当の影響力をもつ組織もありますが、法社会的にかつ法的に考えますと、その争いの一方の当事者である組織化された「国家」は、他方の当事者である「宗教」そのものに比べてより強い立場にあるようです。

日本の場合は、「信教の自由」と「政教分離」は確かに憲法で規定されており、具体的な問題が起こったときに、世論をまったく無視することもできませんが、信教の自由と政教分離を弁護するのは私人に任せられているというのが現状です。ここにも、今日、テーマにいたしました「二つの異なるアプローチ」の相違がまた改めて出てくるわけです。

もう与えられた時間を超過いたしましたので、この辺で終わらせていただきます。私の話のなかに、間違った点がたくさんあったのではないかと心配ですが、その点を遠慮なく直していただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

(1) 現在の教会法と国家法との関係について、拙論「教会法と国家法——教会法の国際性を中心とした入門的な考察——」上智法字論集第二四巻特別号(国際関係法学科開設記念号)、一九八〇年二月。

(2) 刑法(学)の場合は教会法(学)から受けた影響は、特に著しいもので、よく知られている。いわゆる客観的刑法(結果刑法)から主観的刑法への転換はその一例である。

(3) 外国語で書かれたものとしては、次のモノグラムを参照されたい。Ernst Lokowandt, *Die rechtliche Entwicklung des japanischen Staats-Sinno in der ersten Hälfte der Meiji-Zeit* (1868-1890), Wiesbaden 1978. なお、第二次大戦1年前の参考となる論文としては、Otto Koellreuter, "Zum Wesen des heutigen japanischen Verfassungsrechtes", in: *Archiv des öffentlichen Rechts*, Neue Folge, 32. Band, 1. Heft, Tübingen, S. 1-6; Christoph Kaempf, "Die Entwicklung der Verfassungswissenschaft Japans", a. a. O., S. 7-71. Koellreuterの論文は、批判的に書かれてあるものであるのに対し、Kaempfの論文は好意的に書かれたもので、「国体」、「参政一致」、「皇道」等のような概念を説明すると同時に、一九三七年の文部省の「国体の本義」についても詳しく紹介している。

(4) Alexander Hollerbach, "Die Kirchen als Körperschaften des öffentlichen Rechts", in: *Essener Gespräche zum Thema Staat*, hrsg. von J. Krautscheidt und H. Maré, Münster 1969, 1. Band, S. 46-76.

(5) Hans Donbois, "Grundlagen und Grundzüge der Kirchenrechtlehre", in: *Law and Religion*, Journal of Korean Association for

Religious Law, Vol. I, 1983, S. 321.

- (6) 例えば、トマス・アクィナスは、この言葉の語源の可能性として三つは挙げている。すなわち、re-eligere (再び選ぶ)、re-ligare (再び縛る)、re-legere (再び読む、なじし唱える)。 *Summa theologiae*, II, II, qu. 81, art. 1 参照。
- (7) Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Art. 4; Art. 7; Art. 140 in Verbindung mit Art. 136, 137, 138, 139, 141 der Weimarer Verfassung.
- (8) 最高裁判所判例集第三二巻第四号。
- (9) 伏見勇三「韓国神社問題の二極点」法令ニュース一九八四年五月号、三六頁。
- (10) José Llompart, "Der Religionsbegriff in der japanischen Verfassungslehre der Gegenwart", in: *Pro Fide et Iustitia*, Festschrift für Agostino Kardinal Casaroli zum 70. Geburtstag, hrsg. von Herbert Schambeck, Berlin 1984, S. 783-793.